

厚生常任委員会

平成18年8月24日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎三木 誓士 ○里川宜志子 浅井 正八
木田 守彦

2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
総 務 部 長	植村 哲男	住 民 生 活 部 長	中井 克巳
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	寺田 良信
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	健 康 推 進 課 長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環 境 対 策 課 長	植嶋 滋継	同 課 長 補 佐	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	阪野 輝男

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

委員長

開会（午前9時00分）

署名委員 浅井委員、木田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

町長公務出張のため助役の挨拶をお受けいたします。芳村助役。

（ 助役挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浅井委員、木田委員のお二人を指名いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに1. 継続審査案件であります（1）（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長

継続審査案件であります（仮称）総合福祉会館整備計画について、ご説明申し上げます。

事業用地につきましては、小吉田1丁目地内におきまして、地権者の皆様のご協力を得ることができまして、用地の確保ができる状況であります。また事業用地の認定が県との協議の中で、少し時間がかかるという事になりました事を前回の委員会でご報告させていただきました。その後、事業認定につきましては、県との協議を行いまして、その事業認定の目途が今、立ちましたことで、事業認定の早期取得に向けまして、今、申請書類の事前審査、またこの8月末に提出をするという事で、作業を進めております。事業認定の早期取得に向けまして、今最大限の努力をしているところでございます。予定としましては、10月初め頃の事

業認定をいただけるという予定で進めております。

また先ほど助役の方から、挨拶の中でありました、プロポーザル方式によりまして設計者の選定を行なうため、現在その準備を進めているところでございますが、8月9日にプロポーザル審査委員会を開催いたしまして、プロポーザルの参加業者やプロポーザル要請文書の審査、または特定業者を選定する基準等を審議をいただいたところでございます。その中でプロポーザルの参加業者としましては、6業者を選定いただきまして、8月10日にプロポーザルの提出要請を業者に行ったところでございます。来月上旬です、9月8日にその提出を締切りまして、9月24日の審査委員会を開きまして、その中で設計者を選定、特定する予定であります。設計者が決まりましたならば、本年度につきましては、整備基本計画を基本に検討を行いながら基本設計、実施設計の作業を進めて参りたいと考えております。また、建設工事につきましては、当初平成19、20年度の2カ年間の計画で進めておりましたが、建設スケジュールの見直しを行いまして、平成19年度での着工、完成を目指すことにいたしました。このようなことから、開発公社によります用地買収をとりやめまして、町の直接買収に変更いたしまして、南側の用地を除きまして、北側の用地購入を今年度中に行うための公有財産購入費等の補正予算を9月議会にお願いいたしますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。今後も事業の進捗状況につきましては、厚生常任委員会の皆様にご報告申しあげ、ご相談しながらより良い施設の建設に取り組んでまいりたいと考えておりますので、併せてご理解とご協力の程よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、(仮称)総合福祉会館整備計画についてのご報告とさせていただきますのでよろしく願い申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 プロポーザル方式の審査委員が決まったという事なんですけれども、これ、7月30日ですかね、ふれあい旅行の時に課長からちょっと見せ

でもろただけででんな、まだ具体的に何も聞いてないんですけども、一応どういう方でどういう専門職かという事を、5人いてはんねんやったら、それちょっと教えていただきたいなど、紙見せてもろた時は何かちょっと書いてあったけど、そんなんいちいち覚えてないからね。だから、ちょっとそれを、資料か何かあったら、それと共に見せてもらいたいなと思いますねけどね、どこやらの学校の先生とか何か書いてましたやろ。

福祉課長 木田委員さんには申し訳ございません。ふれあいの当日という事で、書類を見せてご説明させていただいた事もあり、申し訳ございません。その中で資料等お渡ししたらよかったんですが、お渡しできず立ち話という形になりまして、本当に申し訳ございません。今おっしゃいました中で、5人の委員さんを選びましたという事でご説明させていただきました。5人の委員さんにつきましては、福祉の関係でバリアフリーを専門にされている方。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時09分 休憩)

(午前9時11分 再開)

委員長 再開します。

今、お手元に配布してある委員の名簿でございます。木田委員どうぞ。

(「先に説明を。」との声あり)

委員長 西川課長。

福祉課長 プロポーザル審査委員会の委員さんの名簿によりましてご説明させていただきます。まず、相良二郎先生、この方につきましては福祉のバ

リアフリーまたはユニバーサルデザイン関係のご専門の方でございまして、この関係でご指導願うという形で選考させていただきました。ここにありますように、在籍については神戸芸術工科大学の教授でございます。次に高田昇先生でございます。この方につきましては、都市計画のご専門でございまして、町の斑鳩町総合計画の策定または総合福祉会館の整備基本計画の作成にも関わっていただきました先生でございます。この方に都市計画の関係で、また総合福祉会館の基本計画の関係でご指導をいただくという形で選考いたしました。3番目でございますが、所めぐみ先生でございます。この方につきましては、福祉のご専門で、特に地域福祉の関係に広分野に活躍していただく先生でございます。4番目につきましては、檜谷美恵子先生、この方につきましては、建築のご専門で特に住居設計または住居環境の中で、管理、運営の面でご専門されているという形で建築についてのご意見をいただくという形で選考させていただきました。また最後でございますが、三浦研先生につきましては、同じく建築の関係のご専門ですが、特にこの先生につきましては、福祉施設の設計がご専門という事でございますので、福祉の建築の設計の方も含めてしていただくという形で、以上5名の先生を各分野それぞれ違う分野、福祉または建築の分野で選考させていただきます。ご指導いただくという形で選考させていただきました。

木田委員 福祉の専門家の方がかなり入ってくれてはりますねけど、保健センターも併設するという事で、その方面の何もこの方々に任せといたら、それは大丈夫なんではないかな。

福祉課長 所めぐみ先生につきましては、地域福祉がご専門でございますが、その福祉または保健の分野をご専門にされておりますので、福祉の分野だけでなく、保健の分野からもしていただけるという形で思っておりますのでよろしくお願いいたします。

木田委員 それとね、今現在、総合福祉会館と保健センターがですね、一年間に

だいたいどれ位の活用状況であるのか。仮に総合福祉会館となって、福祉の方と保健の方とは一緒に、同じような日に、調整はしはると思うけど、一緒にそういういろんな何が重なった場合に、駐車場もかなり確保できるような状況なんで大丈夫やと思うねけども、結構この検診車とかああいうのは、大きなバスとかが来るから、かなり場所もとるように思うねけど、そういう面においては大丈夫なんですかね。

住民生活 それらもプロポーザルで技術提案していただく要素の中に、そういう
部長 事もあるという状況を提示して、それらを考えての提案をしていただ
けるという事で、ご意見を求めるようにはしておりますので、それで今、
委員の方からご心配いただけるような状況はちょっと、提案をいただく
時には、それらも含めての提案になろうかと考えております。

木田委員 結構です。

委員長 浅井委員。

浅井委員 総合福祉会館の事業が進んでいくという中で、地元の水利組合またあ
るいは理解にどの程度説明されているのか、ちょっとお聞きします。

福祉課長 地元の水利組合長さん、また農家組合長さん、自治会長さんについま
しては、この用地交渉の段階につきましても、逐次ご説明しながら、説
明しております。またこの事業の進捗につきましても、今後こうなりま
すという形でも説明はさせていただいております。ただ、地元との説明
会につきましても、自治会長さんとも相談する中で、建築をどうする、
という具体的なものがまだ、用地は定まりましたけど、しておらないと
いう形でお話する中で、基本設計等がかかった段階で、だいたいの概要
等が決まりましたら地元で説明させていただきます、という形で自治会
長さんにもご理解いただきまして、その中で今、話を進めているところ
でございます。

浅井委員 課長言われる話よう分かるんですけど、ちょっと私、地元から聞いているのに、やはり説明がないと。こういう建物建って、こないなってから言うという事はやっぱり地元から反発が起きると思いますので、ここまで進んできたら、地元の役員さんだけでも寄ってもらって、ここに建ちます、この水はどっちほかさしてほしい、位の説明があっても普通かと思えますので、まだそれは聞いてないと聞きますので、やはり一応、役員さんだけでも寄ってもらってこないなりますという事だけ言うとかはったら、それで前へ進むのやないかと。建物決まってこっち流す、こっち流す、決まってから言うたら地元からちょっと意見出てくると思えますので、その点ちょっと心得てやっていただきたいと思えます。それで結構です。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、了承したということで終わります。
次に、9月定例議会の提出予定議案について、予め説明を受けることにいたします。

(1) 斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進 それではまず、斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。資料1をご用意しておりますので、1ページを開いていただきまして、条例の要旨をご覧いただきたいと思えます。

(要旨朗読)

健康推進 若干補足説明をさせていただきたいと思えます。この入院時食事療養費につきましては、全ての方が対象となるわけではなく、70歳以上の療養病床に入院された場合に限ったこととございます。従いまして70歳未満の方が入院された場合、あるいは70歳以上の方でも一般病棟に

入院された場合には、この入院時生活療養はあてはまりません。この度の母子家庭の場合なんですけども、

18歳未満の子どもがいる、母親が70歳を超えた場合のみ適用されるという事でございますので、極めてまれなケースだと考えております。ただ、両親がおられませんで、祖母、おばあさんに養育、18未満の子どもが養育されている場合も、本条例、この医療費助成制度の対象となりますことから、この度こういう規定を設けさせていただいたものでございます。現段階で、母子医療費助成制度の対象となっている世帯は202世帯ございます。そのうち、先ほど言いましたような、おばあさんが養育されているという世帯は1世帯という事でございます。ただ、そのおばあさんも現在のところ70歳に達せられる年齢ではないという事で、いますぐこの規定を適用される世帯は、現実的にはおられないという事でございます。その点のご理解をいただきたいと思っております。

以上で斑鳩町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしく申し上げます。

委員長

説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長

次に(2)斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。植村健康推進課長。

健康推進
課長

斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。資料2をご用意いただきたいと思います。1枚開いていただきまして、要旨をご覧いただきたいと思います。

(要旨朗読)

健康推進課長 医療制度改革の中で、少子高齢化対策の一環として、この度国の方から一分娩にあたりまして30万円から35万円に上げる方針が示されたことに伴ないまして、本条例の規定を改正するものでございます。

以上で斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 今、課長の方で説明していただきました、少子高齢化の対策として、いいことだという風には思っているところなんですけど、ただ、少子高齢化対策という事でこの条例変更していただくというのはいいんですけど、その対策についてですね、担当課の方でも色々その他にもお考えはいただいているのかなと思っているんですけど、せっかくこうして助成金、金額上げますよ、一時金5万円上げますよと言うても、今、産科が非常に、産婦人科の病院が少なくなってきたとか、奈良県下でも聞くとところによると、里帰り出産は断っているとかいうような産科があるとか、そういう事を色々聞くんですけどもね、実態としてこの斑鳩町での出産の状況、そしてまた里帰りでの出産、こういったものに影響が、斑鳩町でも出てるのか出てないのか、そういう事も含めて少子高齢化対策やっていただきたいなという風に思います。

それと共にですね、以前から私たち申し上げてるように、この頃、子どもが欲しいけど出来ないという声を、若いお母さん方からよく聞くんですよね。二人目欲しいねんけど、なかなか出来へんねんという。その不妊治療についても、以前から申し上げてきてる経過もあるんですけど、ここの不妊治療の状況についても、非常に高額であるというようなことも聞いてて、なかなかお金がなかったら不妊治療もでけへんというような話も聞くとところなんですけど、この辺なんかも今後の状況として、どんな風に担当課の方では認識持っていたいただいているのかなというのを、ちょっとこの際でするのでお尋ねしときたいなという風に思います。

健康推進
課長

まず一点目の産科が少なくなるということで、高田市の病院だったと思いますけれども、産科を受けられる方を限定されるというような話を聞いております。それにつきまして、本町での影響も心配はしておったんですけれども、幸い、本町には個人開業医がございますけれども、産婦人科がございますし、地理的にも大阪などにも近いという事もありまして、他府県の病院も利用されている事もありまして、現在のところ、お客さん、住民の方から産科不足についての何かしらの問い合わせなり、という事については現在聞いておりません。斑鳩町については、今のところは、スムーズにいつているという風に思っています。

2点目ですけれども、不妊治療の費用にかかるものについてですが、町自身では実施はしてないんですけれども、奈良県の方で国の助成を受ける形で特定不妊治療費の助成事業を行っているという事です。これは一年あたり10万円を限度としまして実施しておったわけですが、これまで二年間だけの限定の給付だったのが、この18年度からは5年間に延長をされております。この不妊治療につきましては、国の方で新しい少子化対策についてという取りまとめの中で、不妊治療の法的助成の拡大というのが謳われておりまして、厚生労働省での施策の一つのテーマに挙げられているところでございます。現在はそういうテーマに挙げられているという段階しか、正式には聞いてはおらないんですけれども、一部報道によりますと、1回あたりの治療費が30万円なり40万円位かかるという事を踏まえて、2007年度予算の概算要求に、その公費助成の費用を拡大する方向で厚生労働省が検討に入ったというような報道がされた、という事を承知している段階でございます。なおですね、県下、先ほどの不妊治療助成事業を利用された方につきましては、受付は保健所になるんですが、県の保健所では17年中で201件でございます。これ、県の保健所のまとめですので、奈良市は除いております。奈良市を除いて奈良県下で201件という事でございます。以上でございます。

里川委員 色々課長の方でもご認識を持っていただいていると思いますが、実際、個人開業医があるという事で、元々斑鳩町で育った方が今、よそで住んではると。せやけど、産む時に斑鳩帰ってきはって産まはった。その今、また子育てすんのにどうしようかと、やっぱり斑鳩がええかなと言うて、私も斑鳩帰っておいでとか言うて、よくよその子にもそう言うて話すんですけど、少子化対策、それと斑鳩町が単独町政でこれからも運営していこうと思ったら、そういう若い世代の人をどう、やっぱり斑鳩へ来てもらえるかということも、本当にそうう視点も含めていただいで、里帰り出産が出来ないというような事にならないように、地域の開業医の先生や、また県立の病院もございますので、そういう努力を担当の方では是非していただきたいという風に、今後も続けていただきたいと思います。それと、不妊治療につきましては、本当に産みたいと思っておられる方が産める環境を作ってあげていただきたいなど。そんな今、課長の説明のように30万、40万かかると、そしたら若い世代の方たち、雇用状況も厳しい中でね、その治療を受けたいけど受けれないという、そういう思いの方は結構いらっしゃるんだという事、こういう認識も担当の方には是非持つといていただきたいと思います。この条例については、出産育児一時金引き上げについては、結構な事だと思っておりますので、何ら異論はございませんが、今申し上げた少子高齢化対策について、ご認識を十分持つておいていただきたいという事をお願いしときたいと思います。

委員長 中川議長。

議長 社会保険はどのような金額になっているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

健康推進課長 社会保険も同様に10月以降の分娩から35万になると聞いております。

委員長 浅井委員。

浅井委員 ちょっと私勉強不足で知りませんねんけども、この斑鳩町国民健康保険条例というのは、他の町村と同じような条例ですか、斑鳩町独自のものですか。

健康推進課長 斑鳩町が行う国民健康保険についての条例という事ですが、国民健康保険そのものが国民健康保険法を基に運営しておりますので、若干、例えば葬祭費などの金額とかいうのは市町村によって違うんですが、行っている内容とかいう、大まかなところは全てどこの市町村とも同じ内容になってます。

浅井委員 今言うたように、保険法というのがあるから、それに基づいてやってもらってるとは思いますけど、私も厚生入れてもろて初めですので、えらいしょうもない質問でいけませんねけども、同じであればどこの町村も同じような条例で出来てるという事で解釈します、どうもすいません。ありがとうございました。

委員長 次に(3)平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について理事者の説明を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進課長 平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。今回の補正の主な内容は4点ございます。平成18年度の老人保健拠出金及び介護納付金の確定に伴う補正をお願いすること。前年度繰上充用の確定に伴います補正をお願いすること。17年度の療養給付、保険給付に係ります国庫の負担金などの超過交付がありましたことから、これを精算し、償還するための補正をお願いすること。最後に18年10月に新設されます、保険財政共同安定化事業の交付金の受け入れと拠出金を設定をするために補正をお願いすることでございます。

それではその内容、詳細につきましては、資料3でご説明を申し上げます。まず、下段の歳出の方からご説明させていただきます。第3款老人保健拠出金、これで4,408万1千円の減額。また第4款介護納付金、これにつきましては2,515万9千円の減額です。先ほど申しましたように、本年度の両拠出金の金額が確定したことによりまして、減額補正をお願いするものでございます。第5款共同事業拠出金でございます。保険財政共同安定化拠出金としまして、9,780万8千円の増額をお願いするものでございます。この保険財政共同安定化事業ですけれども、医療制度改革に伴ないまして、この10月から新設されるものでございます。これまでも1レセプトあたり高額な医療費につきましては、保険者間同士で相互でその財政を補いあいます、高額医療費共同事業というものがございましたが、同様の主旨でその金額を引き下げて1レセプトあたり30万円以上の医療費につきましては、同じ県内の市町村で互いにその費用を負担しあうという制度、新しく出来るもので、実際には県の、奈良県国民健康保険団体連合会が運営をしてくれるものであります。その1レセプト30万円以上の医療費を対象としまして、そのうち8万円以上の医療費に対しまして、国保連から100分の59の交付金を受けることができますが、その財源として、市町村が国保連に拠出する金額、これが今説明申し上げました財政安全化拠出金でございます、9,780万8千円でございます。今回は初年度ということもありまして、拠出金と交付金、同額の補正をお願いしているところでございます。次に第8款諸支出金でございます。療養給付にかかります国庫負担金と交付金につきましては、それぞれ516万7千円と2,127万3千円の増額をお願いするものでございます。第9款の予備費はちょっと飛ばしまして、第10款です、前年度繰上充用金です。これも前年度繰上充用金が増加したことから、190万2千円の減額をお願いするものでございます。

次に歳入の方をご説明させていただきます。第2款国庫支出金及び第4款県支出金でございますが、これは老人保健拠出金介護納付金の減額に伴ないまして、国、県からの負担金を減額するものでございます。国

庫支出金は合計で2,440万7千円の減額、県支出金の方は合計で451万3千円の減額をお願いするものでございます。第5款共同事業交付金でございます。先ほど説明いたしました保険財政共同安定化事業の交付金としまして、拠出金と同額の9,780万8千円の増額をお願いするものでございます。第9款諸収入、雑入でございます。歳入欠かん補填収入でございますが、これが繰上充用金の確定に伴ないまして190万2千円の減額をお願いするものであります。最後に歳入歳出との差が生じたので、その分を予備費としまして、1,388万円を予備費に同額を、補正をお願いするものでございます。

以上で平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(4)平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

平成18年度介護保険事業特別会計補正予算歳入・歳出総括表、資料4としてお手元に配布させていただいておりますので、それによりましてご説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ669万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を13億7,529万8千円とするものでございます。今回の補正の内容につきましては、平成17年度の決算の確定に伴います補正でございます。

まず、歳入についてご説明させていただきます。国庫支出金、県支出

金の介護給付費負担金におきまして、給付実績に対する法令で定める割合の負担金が歳入不足となっておりまして、翌年度精算として平成18年度に不足額を受け入れる事になります。その事から国庫支出金で34万5千円、県支出金で21万5千円の増額補正をお願いするものでございます。また、平成17年度決算の確定に伴いまして、繰越金におきまして613万8千円の増額補正をお願いするものであります。

一方、歳出でございますが、下段の部分でございます。支払基金交付金より給付実績に対する法令で定める割合以上の介護給付費交付金を受けておりますことから、翌年度清算といたしまして、平成18年度にこの超過交付額を返還することから、償還金におきまして25万7千円の増額補正をお願いするものであります。また、平成17年度分の保険料の払戻しのため、第1号被保険者保険料還付金におきまして3万1千円の減額補正をお願いするものであります。次に、余剰金としまして647万2千円を介護保険給付費準備基金へ積立するため、増額補正をお願いするものであります。9月議会にはこの補正予算を提案させていただく予定と考えておりますのでよろしく申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 基金の積立金へ余剰金をという事で、ここにあげてもらって、補正前の額から言うたら倍になるわけなんですけどね。それだけの余剰金が出てきてる事についての評価と、それとこれによって基金の積立金が総額でなんぼになんのかなというの、ちょっとお聞きしときたいなと思うんですが。

福祉課長 今、ご質問いただきました介護保険事業計画の平成17年度の決算と

いう形で報告させていただきましたが、事業計画、平成17年度で一応3年計画年、最終年という事で、3年間の取りまとめという事になります。その3年間の計画を定めていただきました事業計画に基づきまして、およそ計画どおり進める事が出来たという風に思っております。また、基金の総額についてでございますが、平成18年7月24日現在という形でご説明いたします。基金の現在額という形で2,873万994円という事になっております。

里川委員 それプラス今回の補正分がプラスオンされるという事になるわけですね。その基金というのが、もちろんあるというのは重要なことなんですけれども、今回保険料を設定する場合には基金の取崩しを一切しないと。また次の介護保険の動向も踏まえて基金は残しておきたいという事で、保険料設定をして、斑鳩町でも保険料結構高くなったわけなんですけれども、ただこのようにして余剰金が補正せんとあかん位また出てきてるといような状況がある中では、今後もこの運営自体が保険料にほんとにすぐ響く、介護保険というのはそういう仕組みですので、今後も保険料設定についてなどは、十分こういったことを考えながらやっていただきたいという事と、それと一定、保険料を使ってできる事業というのがあると思うんですけれども、今の事業で十分対応できているのか、また多少の横出しなどが出来るのかどうか、そういった検討も常に加えながら、こういう風に余剰金が出るのであれば、していただきたいと思いますというのが、要望として言っておきたいという風に思います。

それともう一点すいません、介護保険事業のことで出てくるものから、この際ですのでお尋ねしときたいと思うんですが、介護保険では今年度から地域包括支援センターというのを立ち上げてやってると思うんですが、その職員さんの体制で、最低限の3人でスタートをさせた社会福祉協議会へ、町は委託という事にされてるわけなんです。あくまでもこの地域包括支援センターは町の責任において行わなければならない、という事になっていると思うんです。その委託をされてる社協の職員さんが体を壊されてちょっと入院をされた。本来ぎりぎ

りの3人でやっておられるところへ、一人お休みになつてるといふ中でね、いよいよ10月からケアプランの再委託は1事業者8件までとか、いろいろな問題がある中で、現状として介護保険の事業の方がスムーズに進んでるのかどうか、ちょっと心配がないのか、その辺が気になっておりましたので、この際ですのでその点についても、状況についてお尋ねしておきたいという風に思います。

福祉課長　ご心配いただいております斑鳩町地域包括支援センターの職員の勤務体制等また今後の事業に支障がないのか、という形でのご質問をいただきました。現在のところ、先ほど委員が申されましたように、看護師一人が病気のため休暇をとっております。それも、9月上旬には復帰できるという形で、今確認もさせていただいているところです。ただ、その間、3人の1人、休暇をとっておりますので2人体制という形になっておるところでございますが、今の介護予防につきましても、色々2人で職員の体制を、再度考えまして今、運営にあたっているところでございます。また逐一その状況につきましても、福祉課としましては、町が社会福祉協議会に委託しているものもございしますが、町の責任という事で、状況を見ながら万全を期していきたいと考えます。また、9月上旬には復帰する予定という形で考えておりますので、10月からの、今後その作業等につきましても、体制等で支障がないよう町としても万全を期していきたいというように考えております。

里川委員　新しい制度に変わって、お年いかれた方にはなかなか理解の出来ないこともあるし、審査、認定の段階が変更されてる場面では色々説明するのに時間がかかってたりとか、いろいろな状況があると思うんです。職員が3人いてもなかなか大変じゃないかなという事が、私は感じられるんですが、それと共に、地域包括支援センターが果たす役割っていうのは、介護保険法の中で言われてる、結構多岐にわたって地域包括支援センターが果たさんとあかん役割っていうのがあるんですけど、それがなかなか十分に出来るんかどうか、っていう事も私自身は心配してるとこ

ろもあります。今後、そのシステムがどうか、という問題はありますが、それがいいか悪いかは別としても、本当に必要である方、また本当に相談したいと思っておられる方に十分対応できるように、地域包括支援センターと、そして担当課、やっぱりそれぞれの役割をきちっと果たしていただけるように、また地域包括支援センター、職員さんの体制もまだ少ない体制で不慣れという事もありますので、十分担当課の方のフォローもしていただけたら、という事も考えておりますので、また是非それはお願いしときたいと思います。私たちでも分からん事いっぱいあります、お年寄りはずっと分からへんと思いますので、また是非お願いしときたいと思います。

委員長 以上で、9月定例議会提出予定議案については、予め説明を受けたということで終わります。

次に、各課報告事項についてを受けます。

(1) 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてのうち、当委員会所管にかかるものについて、順次報告を求めます。

福祉課長 平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてのご説明をさせていただきます。

まず、福祉課所管にかかります補正予算の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております資料5、一般会計補正予算の歳出総括表にてご説明させていただきます。まず衛生費の中でまず、障害福祉費でございます。10月1日から障害者自立支援法におけます地域生活支援事業において、身体・知的・精神障害者に対する相談支援事業を実施していくこととなりますが、その事業の実施にあたりましては、複数市町村による共同実施が可能な、という事でございますので、広域7町におきまして現在、共同実施すべく調整を行っておりました。その結果、各町の負担額が決定いたしましたことから、その所要額113万円の補正をお願いするものでございます。

また、先ほどご説明させていただきました(仮称)総合福祉会館建設

事業費では、建設スケジュールの見直しを行ない、平成19年度で竣工できる見通しでありますことから、南側の用地を除き、用地買収を今年度中に実施していきたく、その所要額2億31万9千円の増額補正をお願いするものであります。

以上が福祉課所管にかかります一般会計補正予算(第2号)のご説明でございます。よろしくお願いたします。

委員長 続いて植村健康推進課長。

健康推進課長 続きまして健康推進課所管の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、民生費の医療対策費でございます。福祉医療補助金の償還という事でございますが、平成17年度、補助金を受けましたが超過交付がございましたので、それを精算しまして償還をいたすもので、259万円の増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、衛生費、感染症予防費でございます。麻しん、風しんの予防接種の公費負担対象が変更になりましたことによりまして、接種者の増加が見込まれますので、その分委託料としまして299万3千円の増額をお願いするものでございます。これは、5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間の間に接種する第2期接種でございますが、18年度当初は、麻しん又は風しんの単抗原ワクチン接種者、どちらか一方を受けている者ですね、その者などにつきましては、当初は対象から外されておった状況でございまして、当初予算にも計上はしておりませんでしたが、このたび国の方針が変更になりまして、これが対象になりましたことから増額の補正を行うものでございます。

続きまして、精神保健費でございます。これは福祉課の方で障害福祉費の方でも説明があった分と関連するんですけれども、現在、精神障害者地域生活支援センターに委託しております精神障害者の相談事業が、10月以降は、障害者自立支援法に基づく事業に変更になるため、半年分の委託料、50万円を減額するという補正をお願いするものでござい

ます。

以上で、健康推進課所管の事項についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。里川委員。

里川委員 里川 障害者自立支援法の関係で相談支援の形が変わるという事で、10月からですね。これまで郡山の方でやっていただいていたのが、9月中で終わるという事で減額、新たに障害者相談の支援という事で計上されているという事、これは10月からだろうという風に思うんですが、この形ですね、どんな風な体制で、どこでどんな風な体制でやられるのか、ちょっと私イメージがわからないので、実際どういう風に動いていくのか、という事をちょっと教えていただけたらと思うんですけど。

福祉課長 障害者自立支援法に基づきます相談支援事業の体制でございますが、10月からは先ほど説明ありましたように、3障害が統合した相談事業を実施しなければならないという形になります。9月までは、町としましては、精神障害者の方の委託を行ってきておったところですが、10月からは3障害統合という形で、今現在考えておりますのは、広域7町で協議いたしまして、その基盤の整備につきましても、斑鳩町1町という形ではなかなか整備が出来ないという事もございまして、この自立支援法の関係につきましても、広域7町で今まで勉強会等、検討を行ってきたところがございます。その中でこの相談支援事業につきましても、相談支援事業を委託する事業所というのが県の指定を受けている事業所という形になります。その中で今現在、郡山にあります「もえさん」また三郷町にあります「ちいろばさん」の二法人に現在委託しまして3障害の相談支援を委託するという形で、7町共同で3障害の相談の体制を整えていこうという形で、考えているところがございます。二法人を委託しまして、7町の中で相談する事務所なりを設立していただき、そ

こに7町の利用者の方が相談行かれる、また電話で相談されればその7町のどちらかに事業所の方が報告をして、相談を受けるという体制を今考えているところでございます。その費用としまして、7町で合計額を積算しまして、斑鳩町の分としまして113万円の委託料が発生するという事でございますので、その積算をお願いしたというところでございます。

里川委員 二法人に委託するという事ですので、委託したらしっぱなしという事じゃない、また広域7町という事でやったらどんな事になるのか、斑鳩町がどこかへ委託したら、1町とその法人との話し合いとか色々できるのかなと思うんですが、7町で取り組むという事になると、これがどうなるのかなと、ちょっと私自身は不安に感じておりますが、その辺、今後何と言うんですか、相談きちっとして、細かく相談していけるような体制となるように、また努力していただきたいという風には思っております。

それと、麻しん風しんの件なんですが、実は私も以前から言ってきた問題あるやんかと言うてたことが、結局はその問題があるという事を解消してもらったという事では、進んだんだという事でいい事だという風に思ってるんですが、ただし、最初にね、斑鳩町、これ変わりますって言ってぽーんとチラシ出してはりますよね。その後、こういう風になる事について、また住民さんの方にお知らせをしてはんのかという事と、それと一応これ、国の方から接種という事になってきたら補助金の関係、斑鳩町の負担というのはどんな風になるのか。これまでは、結局斑鳩町の負担もなく、自費です。任意接種で自費という事は、受ける人が全額負担という事になってたんですが、結局こうする事によって、公費負担になったわけですけども、公費負担になったけれども、じゃあ国は一体いくら出してくれて、町がいくら見ないといけないのか、というところについては、どうなっているのかなというのがちょっと気になる場所なんで、その点について二点教えていただきたいと思っております。

健康推進
課長

今回のこの方針の変更は6月2日に政令が改正されたという事で報告しました。その時点では予算上は現行予算でとりあえずやっていくという事で、改めてこの部分について、今回補正をお願いしていくという事でございます。これにつきましては、対象者につきましては、斑鳩町の広報誌と個人通知をさせていただいているところでございます。また接種状況等については、逐次把握しておりますので、接種率次第では改めて接種干渉をさせていただきたいと考えているところです。費用の方ですけれども、これにつきましては、いわゆる補助金というような形の部分については、ございません。ただ、今までは17年度までは接種対象が90ヶ月未満となっております。それがこの18年度からは1歳児と、それから小学校入学前の一年間という、2つに別れた、今まで、17年度までは12ヶ月以上90ヶ月未満という事ですので、はくとしては今までも、この5歳児、6歳児というのは、対象の範囲は入っておりましたものですから、今回の改正があったことによって、今までどの費用という事につきますと、それほど変わらないのではないかというように考えております。ただ、国からこの事業に対する直接の補助というのは、国からはございません。

里川委員

分かりました。この政令が出たけれども、特にこれについて補助金の手当がないという事は分かったんですけども、広報誌と個人通知で行われてるという事ですので、最初にこういうチラシ先に出てしまって、その後でまた広報誌やら個人通知来て、なんかよく分からないという方もあるかも分かりませんが、その辺についてはまた丁寧に対応していただけたらという風に思いますので、是非お願いしときたいと思います。

委員長

次に、(2)国民健康保険税の取り組み状況について、報告を求めます。 植村健康推進課長。

健康推進
課長

国民健康保険税にかかります、その取り組み状況についてご報告申し上げます。議員の皆さんのご承知のとおり、国民健康保険の財政は、現在およそ3億4,200万円の累積赤字を抱えておる状況でございます。平成17年度決算の状況を見ます中でも、やはり赤字、単年度でも赤字が発生しております、このうち国民健康保険税未収金分、いわゆる国民健康保険税の滞納がなかったとしても、やはり赤字になると、歳入不足になっているというような状況でありまして、現在のところ赤字を生み出す税体系となっているところでございます。このことから平成17年度におきましては、国民健康保険税のあり方につきまして、国民健康保険運営協議会に協議をいただいております。この中では、国民健康保険税の税率の設定を考え直す必要があるといったご意見を多数いただきました一方、その税率については、被保険者に大幅な負担とならないよう留意すべきであるというご意見をいただいております。18年度におきましては先月の18日、国民健康保険運営協議会に試案を提示いたしまして、その方向性について改めてご協議をいただきました。

その中では、再度、国民健康保険税の税率の見直しはやむを得ないのではないかとご意見が多数いただきました一方、いっそう国民健康保険税の収納に励むこと、また平成20年度の医療制度改革を踏まえた規模の、それを考えた規模の改正を行うと、あるいは国民健康保険税のあり方については、短期的、定期的に見直していくようなルールを確立すべきではないかというようなご意見もいただいております。これらご意見をもとに、次回以降の運営協議会におきましても、引き続き国民健康保険税のあり方について、ご協議をいただくところになるわけですが、仮に運営協議会で一定の考えが纏められた場合には、最終的には国民健康保険税条例の改正につながっていくものでございます。その場合には町議会、また本委員会にもご協議をいただくことになるものでございます。そうなった場合、時期といたしましては、12月の議会での案件になるのではないかと考えておりまして、そこから遡りますならば、運営協議会での取りまとめというの

は10月下旬から11月上旬が目処になるものと考えているところ
でございます。

国保運営協議会での議論は、なお流動的なところもありますこと
から、定かな事は現在のところでは申し上げる事は出来ませんけれど、
現在のところは、先ほど申し上げましたようなスケジュールを一つの目
途として進めておりますので、現在、国保運営協議会での意見と合せて、
今回ご報告をさせていただきたいという風に思います。以上でございま
す。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいた
します。

里川委員 里川 監査委員さんからもご指摘もありましたし、累積してこういう風
に赤字になってるという事については、やはりきちっとせなあかんやろ
という思いもあるんですけどもね、ところが単年度で見ても赤字が出
てくる、3千万から出てくると。しかし、滞納分の方がまだそれを上回
っているという金額になっているんですよ。保険税の構造もね、よく
考えないといけないかな、これ、高額所得者の人は限度額があるから頭
打ちですよ。頭打ちの金額変えへんかったら、結局構成変えたら、そ
の中でまた割と中間ぐらいの人の負担が重なるというような心配があ
るわけなんですけれどもね、そういったところも十分、運協の方では検
討加えてはいただいているという風には思うんですが、介護保険の時にも
申し上げたように、出来るだけ高額所得、一定以上の所得のある方から
いただけるような仕組みというのを、やっぱり研究していただきたい
という事をちょっとお願いしときたいなと思います。

それと、参考までにお聞きしたいんですが、限度額いっぱいまでの徴
収をしているというのは、斑鳩町、何人、被保険者何人で、何人が限度
額いっぱいまで課税されているのか、ちょっと参考までに聞いときたい
と思います。

健康推進
課長

単年度赤字でございますが、実際には平成17年度の単年度で見ますと、決算で見ますとおよそ8,800万円の赤字になっております。保険税の未収金を除きますと、3,500万円の不足という事になります。この分は先ほど申しましたように、収納率が100%であっても3,500万円は赤字です。ただ、今年度に関しましては、決算では3,500万なんですけど、先ほど補正の中で、国の負担金とかで超過交付を受けた分が2,644万円ございます。この分を償還すると、これは予算で言いますと今年度で償還という事になるんですけども、この分を加味しますとおよそ6,000万位の赤字になるという事に、現状としてはなっておるといような状況です。もちろん、未収金についての対策というのは、気を引き締めてやっていかなければならないところであります。未収金がなかったとしてもこういう状況だということをご理解いただきたいと思っております。それから、制度的なことなんですけど、確かに監査委員さんからの指摘などもありますように、どうしても高額所得者の場合には医療分で53万円、介護分で今年度から9万円の頭打ちというのがあります。従って仮に税額を上げたとしても、既に53万円や9万円を超えておられる方については、現実的には何ら影響がないという事でございます。ただ、賦課ベース、賦課をそれだけ上げた場合にはその分を被保険者全体で負っていただくかなければならないというルールの中で言いますと、そのいわゆる中間所得者層と言いますか、最高限度額まで到達しない方につきましては、平均以上の引き上げ率というような格好にはなっています。そのあたりについては、監査委員さんの方からも実際に仮に、例えば30%上げたとしても、そういう人たちにはもっとそれ以上引き上がるやないか、というような指摘もいただいているところではございますが、この限度額につきましては、法令の定めによりますもので、実際には斑鳩町で、町のレベルでどうこう出来るという内容のものではないという事は、ご理解をいただきたいと思っております。その事も踏まえて、運営協議会でもやはりその事については、問題があるという事がありまして、昨年度、先ほど私ちょっと報告の中でも申し上げましたように、被保険者に大幅な負担とならないよう留意すべ

きというご意見の中には、やはり中間所得者層の大幅な値上げという部分を問題視されるという運協の委員さんもおられましたので、運協の委員さんの中でもそのことは問題だという事は分かっておられますし、我々も十分それは承知している事でございます。

それで、限度額超えてる人数につきましては、申し訳ないです、ちょっと今ありませんので、すぐ調べてまたご報告させていただきます。

里川委員　そしたらまた限度額、満額の納税額をいただくとあかん人が何人いはんのかというのは、また教えていただきたいと思いますが、今の課長の説明で運協の中でもその事については、十分理解をしていただいているという事なんです、とにかくこの、結構高齢者の中間所得者層の方々の負担というのは思いの外増えてる状況にありますので、国保より以前にね、もう既にかなり増えてる状況にありますのでね、そういった他の数字もきちっと参考にしながらね、ほんとにその人たちがこういう風に変ってきて、どの位の負担増になるのかという事をね、十分やっぱり分析していただけるように、更にお願いをしたいと思います。

それとですね、これ、2年先の話ですけど、後期高齢者、75歳以上の保健制度立ち上げるという問題がありますが、この問題が、まだまだ不透明な部分もありまして、県下の全市町村での広域連合で運営される後期高齢者の保険組合、だけど、国保の関係でいきますと、収入だけで保険税が決まってるわけじゃなくて、資産割とかも入ってきてますし、うちの家でも3人が国保入ってますけど、父の方に資産割がかかってまして、我々にはそれはかかってないと。こんな中で、後期高齢者の保険組合立ち上げてやるとなったら、どない動いていくのか、という見通しもつかないまま、この保険税の設定をするとすると、かなり手法としては難しいのかなという風には思ってるんですけども、そこへさっき言わはった、短期的や定期的に保険料の見直しを出来る体制も必要だという風に、運協の方でのご意見もあったという事なんですけれどもね、その辺についてもちょっとどんな風に話し合いがなされているのか、ちょっとお聞きしておきたいなという風に思います。

健康推進
課長

18日に開きました運営協議会の中でもご意見があった中で、平成20年度の医療改革を踏まえた事も考えなさいという事と、短期、定期的に保険料のあり方を見直すルールを確立しなさいというご意見いただきました。短期、定期的に見直すというのは、国民健康保険税の改正が過去10年近く行われておりませんでしたもので、大きな改正がなかったとしても、保険給付と所得なりの動向というのを踏まえながら、税率を改正するかしないかに関わらず、そういう一定の見直し期間を設けてやるべきではないか、そういう意味でおっしゃったものと受け止めております。平成20年度の医療制度改革につきましては、確かに委員おっしゃいましたように、全く読めないところが多々あります。委員おっしゃる中で、確かに資産割につきましては、高齢者の方の固定資産なりの賦課額が若年者、75歳未満の方に比べて金額的には、一人当りの負担額は大きいという風に考えてます。これが実際、どれ位の金額になるかというのは、現在、課税台帳の資料から分析を今やっておるところですけれども、やはり高齢者の方の資産割額が多いというのは、現実にあると思っております。その分、後期高齢者で75歳以上の方が国保加入者ではなくなって、その方の保険税収入は全く入らなくなるわけですから、今のような、現状のような資産割を国保税の全体の10分の1を資産割で補うという基準がそのまま引継がれたならば、資産割だけで若年者の資産割額が大幅に変わってしまうというような、構造的に変えなければいけないような内容も出てくると思います。これについて、今、国の方とかにも、国保にかかる影響というものが非常に大きいものですから、県を通じて国の方に何とか国民健康保険の状況がどうなるのかという事の情報を出してほしいという事で、要請はしているんですけども、現段階では後期高齢者制度の立ち上げの方に重点をおいた情報しか出て来ないというのが現状で、国保担当者ではどこの市町村もそうだと思うんですが、かなり焦っているような状況と言うことでございます。ただ、平成20年度の医療制度改革がどのような形になるにしても、それはそれでもしもう一度、平成20年度以降の改正に合った保険税の税体

系を考えるにしたとしても、これまでの単年度ベースで赤字を生み出す税体系というのをこのままおいておくと、赤字がそのまま膨らんでいくという状況もある中で、19年度については、とりあえず現段階の状況に照らし合わせた見直しを行うべきではないかという事での運協でのご意見をいただいているという事です。

里川委員　　そうしますと、今の説明をお聞きしますと、19年度で変え、さらに20年の医療改革に伴ない、また後期高齢者の方は新制度の説明もせなあかんけども、74歳以下の方については、また内容が変わってくる、保険税の課税の内容が変わってくるとかいう事になって、変わって、変わってというような状況になってきます。ほんとにいろんな意味で負担も大きくなって、分かりにくいという問題もありますし、また国民年金みたいないろんな不祥事の中での不信感とかも住民さんの中にあたりします。これから担当の方も大変やろうと思いますけど、色々なこと考えていただいて、十分住民の方がより理解、納得できる方向を見出していただく、そして見出した後には十分な説明責任を果たしていただく、そして、やっぱり住民さんに理解、納得をしていただいて、そしてこの滞納分も大きいですよ、これもやっぱり解消していかなければ大変だという事で、非常につらい仕事が残っているような担当課かなという風に思うんですが、そこをクリアしていただきたい、是非お願いをしたいと思いますという風に思っておりますので、それは要望としてお願いしたいと思います。

委員長　　次に（3）その他紙製容器包装類回収モニター事業の状況について、報告を求めます。　植嶋環境対策課長。

環境対策課長　　それでは、平成18年度よりモニター事業といたしまして実施しております「その他紙製容器包装類回収モニター事業」の今日まで、5月から8月分までの経過につきましてご報告をさせていただきます。

既に、平成17年12月及び平成18年3月の委員会でも、事業の概

要等につきまして説明をさせていただいております。この経過報告をさせていただく事になっておりまして、簡単ではございますが、事業の説明をさせていただきます。

このまま推移しますと、あと10年余りで飽和状態になると言われております最終処分場問題に対応していくため、当町では昨年10月より、これまで100%埋め立てておりましたビニールごみを「その他プラスチック類」に改めまして、リサイクル処理に移行いたしております。また、不燃ごみ、粗大ごみにつきましても、破碎処理を充実させまして、金属類、プラスチック類を可能な限り取り除き、それらを再資源化することによりまして、埋立て処分量の削減に努めてまいったところでございます。このことから、現在、当町では直接埋立て処理している廃棄物はなく、今後はリサイクル率を上昇させるとともに、現在のところ埋立て処理しか方法がない焼却灰の削減に力を注ぐ必要があるという風に考えているところでございます。その焼却処理いたしております可燃ごみにつきましても、分別することによりまして、まだまだ資源として再生できるものがございます。その一つが「紙製容器包装類」でございます。紙製容器包装類は、新聞紙や段ボールなどとは異なりまして、一般的な古紙類回収業者では取扱いがないことから、集団回収でも回収されず、現在、可燃ごみとして排出されているところでございます。この紙製容器包装類を分別回収し、リサイクル処理することによりまして、可燃ごみの減量につながることから、近い将来、町全体での分別回収すべく、今年度から住民の方々が排出される際、あるいは回収いたします際の問題点、課題点を掘り起こすことを目的に、その他紙類容器包装類回収モニター事業を実施いたしているところであります。モニター地区につきましては、各自治会にご協力を求め、承諾をいただきました8自治会、1,030世帯の方々をモニター地区といたしまして指定し、去る5月から月1回、リサイクル回収を実施しております。今月で4回目の回収を終えたところでございます。これまでの回収では2,620キログラム、紙製容器包装類を回収しており、回収業者を通じまして、再生業者に引渡し、段ボールの板紙や建築ボードなどにリサイクルされると

ころでございます。なお、まだ回収をはじめて間もなく、分析するにはまだデータが不足しておりますが、参考までに現在までの回収量を見ますと、モニター地区1世帯あたり1ヶ月で約600グラムの紙製容器包装類が排出されている事になります。この量から町全域での回収した場合の量を推計いたしますと、町全体では1ヶ月で6,240キログラム、一年間で約75トンの回収になり、紙製容器包装類を分別回収することによりまして、年間約10トン近い焼却灰の減少に繋がるという事になります。当町としては、もう少し各世帯からの排出量は増えると予測しており、効果は大きくなるという風に考えております。

次に、モニター地区から町に寄せられております声であります。分別は法律で義務付けられている「紙マーク」のついたものばかりを集めますので、それほど分別に苦勞されているということは聞いておりません。しかしながあ、現在、各自で紙袋を用意していただくとか、その紙袋に紙製容器包装類を入れて排出していただいていることから、各自で紙袋を確保するのが難しく、町全域での回収に移行する際には、排出する袋について、町指定袋制の導入など、十分検討して欲しいとの声が一部のモニターから伺っているところでございます。

町といたしましても、各自で紙袋を用意するという現在の排出方法については、町全域で回収する際の問題点としてとらまえて、最も住民の方々に負担のならない方法を、今後検討してまいりたいという風に考えております。

以上がその他紙類容器包装類回収モニター事業の現状と状況でございます。

委員長

報告が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、他に、理事者側から報告しておくことはございま

せんか。 西川福祉課長。

福祉課長 平成19年度の町立保育園の保育料について、若干、委員の皆様にご報告させていただきます。児童福祉法によりまして保育所運営費国庫負担金の交付基準額の一部改正が今回行われました。平成18年度の保育所徴収金基準額がそれによって改正されました。当町におきましては、この国の基準をもとに児童の年齢とその児童の属する世帯の所得に応じまして、徴収額を決定しているところでございます。しかし、今回の改正によりまして一部の階層区分で保育料が増額となることとございますが、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図ることから、19年度の保育料徴収金額につきましては、今年度、18年度の徴収金額に据え置きをいたす、という事でご報告させていただきます。以上です。

健康推進課長 植村 先ほどの国保税の限度額超過という方です。現在、国保の世帯は5,357世帯で、そのうち、これは18年度当初賦課ですけれども、58万円の限度額を超えておられる世帯は114世帯でございます。介護納金分につきましては2,330世帯、そのうち介護納付金の限度額を超えておられるのは23世帯。以上でございます。

委員長 以上、各課報告事項については、報告を受け、了承したということで終わります。

続いて、その他について各委員より質疑等があればお受けいたします。

木田委員 あのですね、入院患者でですね、部屋代が無料というような、それに該当するような病気というのか、そういう何は、私今までないように聞いてんけど、ある人に聞いたら何かそんなんが無料というのか、介護認定で5の人なんですけどね、医療費は10万円ほど払ってんけども、部屋代は個室で9千円やけど一銭も払ってないって、そういう風な何が今まで聞いたことないねんけど、そんな事があるのか、それともそ

の病院というのか、そこがそういう操作をして行っておられるのかですね。それと、今朝の新聞で、王寺と香芝市のあそこで破碎機の何で、爆発したというような、斑鳩町でもあったようなことなんですけど、これはくどいようでも、やはり広報で毎月、毎月やはり啓発していただかなければ、この事故でも1億円の損害、そしてまた2人の負傷者が出たというようなことにもなりかねませんので、それはもう継続して啓発をやっていただきたいなと思いますねけど、その2点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

環境対策課長 今おっしゃったような木田委員のご質問でございますが、当町でも前回、ちょうど委員会の時ですか、最終処分場におきまして事故が発生したという事がございます。この原因につきましては、回収したストーブにあるという事でございます。これにつきましては、ストーブの写真等つけまして、広報等によりまして周知、こういうものは入れないでください、という周知をさせていただいているところでございます。これにつきましても、今おっしゃってるように、定期的にこういうものは出さないように周知徹底してまいりたいというように考えております。

委員長 もう一つは。

福祉課長 今の木田委員さんのおっしゃいました、入院患者の部屋代が無料になるケースというご質問でございますが、現在のところ私たちが把握しているところではそういうケースは聞いた事がございません。ただ、そういう状況あるかどうか、再度調査いたすという事でご了解を願いたいと思います。

木田委員 私かて、部屋代なんか全くそんなん、患者負担やとそういう風に思ってたらね、そういう事をちょっと聞いたよってね、そんなんどういふ状況というのか、そういうのがあんのかなという疑問が生じたから、それでちょっと聞かしていただいたんですねけど、それはなければないで結

構なんです、ちょっと調べていただきたいと思います。

委員長 それでは、理事者の方には、調べておいていただけるようお願いしておきます。他ございませんか。里川委員。

里川委員 以前からお願いしてた件なんですけれども、白石畑の方で異常にたくさんさんの廃棄物が積上げられてて、そのあと環境対策課とも話をしながら、県などとも連絡をとって色々やっていただいたんですけれども、現在、どのような状況になっているか。それとまたですね、これもまた私、農業委員会の現地調査で行ってるときに、けいか池の手前の方ですね、非常に目を引く位の、色々ちょっと廃棄物のようなものがたくさんあったわけなんです、そこはハイカーの人も結構通ってはるようなところやったんで、早速、環対の方へもその話はさせていただきましたが、その件についても、どのように現在になっているのか、ちょっとその2点だけ委員会の中で確認をさせといていただきたいと思います。

環境対策
課長 まず一点目の白石畑の平群谷の方でございます。これにつきましては、定期的にパトロールいたしております。当初、相当の廃棄物がいろんなものが置いてあったわけでございますが、今現在、目立ちます煙突ですね、焼却炉については撤去されている状況でございます。また、畳などいろんなものがあつたわけでございますが、これにつきましても撤去されて整理されていると。今置かれているのは金属だけを置かれているという風な状態になっております。これにつきましても、更に定期的にパトロールして、現状確認してまいりたいという風に思っております。

また、けいか池の横の部分でございます。これにつきましては、所有者の方でございますが、この方にお会いいたしまして、その状況等についてお聞きしたところでございます。この方につきましては、木片ですね、木とかタンスというものにつきましては、自分とこの家から出たものについて、そこに置いていただけという事でございます。ただ、一部、

生活ごみのようなものがございます。これについては、所有者の方はご存知なかったと、誰かが勝手に捨てたという事だと思います。これについては、今後ほらないように所有者の方が立て柵をして、その部分へ入らないという風に、現状処理いたしているところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他にないようですので、私の方から、9月定例議会におきましては、平成17年度の一般会計・特別会計決算の審査にあたり、例年どおり決算審査特別委員会の設置がされると思いますが、当委員会からあらかじめ2名の委員の選出をさせていただきたいと思っております。

決算審査特別委員会委員を希望される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

委員長 挙手をいただきました、浅井委員、そして私に、お願いしてもよろしいでしょうか。異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、両委員には、よろしく願いいたします。

その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件については、全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして助役から挨拶をお受けします。

(助役挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。理事者の皆様、また委員の皆様、ご苦勞様でした。ありがとうございます。

(午前10時42分 閉会)

